

広島県水道広域連合企業団管理規程第6号

広島県水道広域連合企業団決裁規程を次のように定める。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団決裁規程

(趣旨)

第1条 広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の企業長の権限に属する事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 企業長の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。
- (2) 専決 特定の事務について、常時企業長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代理決裁 企業長又は専決をすることができる者（以下「決裁権者」と総称する。）が不在（欠けた場合を含む。以下同じ。）の場合に、決裁権者が決裁すべき事務について、一時決裁権者に代わって決裁することをいう。
- (4) 事務局長 広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団企業管理規程第3号。以下「職の設置に関する規程」という。）第3条に定める表職名の欄に掲げる事務局長をいう。
- (5) 経営部長 職の設置に関する規程第3条に定める表職名の欄に掲げる経営部長をいう。
- (6) 課長 職の設置に関する規程第3条に定める表職名の欄に掲げる課長をいう。
- (7) グループリーダー 職の設置に関する規程第3条に定める表職名の欄に掲げる主査等のうち、リーダー業務に従事するものをいう。

(決裁の手続)

第3条 事務は、原則として、直属の上司の意思決定を受け、必要に応じて、関係部署等の合議を経て、決裁を受けなければならない。

(専決又は代理決裁に関する原則)

第4条 事務は、第7条から第9条までに定めるところにより、専決又は代理決裁することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、専決又は代理決裁することができない。

- (1) 特命があった場合
 - (2) 事案が重要又は異例と認められる場合
 - (3) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議が生じるおそれがある場合
- 2 専決した事項については、必要に応じ、上司に報告しなければならない。
- 3 代理決裁した事項については、速やかに決裁権者の後継を受けなければならない。た

だし、あらかじめ、決裁権の承認を得た事項については、この限りでない。

（事務局長についての代理決裁の特例）

第5条 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、事務局長は、事案が急施を要するとき
は、同項第2号又は第3号に掲げる場合においても、代理決裁することができる。

（代理決定についての準用）

第6条 第4条第1項及び第3項の規定は、決裁にいたるまでの手続過程における意思決定の代理について準用する。この場合において、同条第3項ただし書中「あらかじめ、決裁権者の承認を得た事項」とあるのは、「軽易な事項」と読み替えるものとする。

（事務局長の専決事項）

第7条 事務局長は、次に掲げるものを除き、企業長の権限に属する事務について、専決
することができる。

- (1) 企業団の総合企画及び運営に関する基本方針の樹立
- (2) 特に重要な儀式及び表彰の計画及び執行
- (3) 議会の招集
- (4) 議会の議決又は同意等を求める議案及び報告の提出並びに議会に対する諮問
- (5) 決算を議会の認定に付すこと。
- (6) 条例の公布
- (7) 広島県水道広域連合企業団企業管理規程の制定及び改廃
- (8) 行政組織の編成及び職の設置
- (9) 特に重大な災害についての対策の樹立
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条及び第180条の規定による専決処分
- (11) 課長（課長相当職を含む。）以上の職員の任免
- (12) 職員の分限（休職を除く。）及び懲戒

（経営部長等の専決事項）

第8条 経営部長は、事務局長の専決事項のうち、事務局長が企業長の承認を得て指定するもの及び別表第1に掲げる事項について専決することができる。

3 課長は、所掌事務に関して、それぞれ別表第2に掲げる事項について専決することができる。

4 参事は、別表第2に掲げる課長の専決事項のうち、課長が事務局長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

5 グループリーダーは、別表第2に掲げる課長の専決事項のうち、軽易な事項について、課長が事務局長の承認を得て指定するもの及び別表第3に掲げる事項について専決することができる。

6 前各号の規定により難い場合は、事務局長は、企業長の承認を得て、専決事項を別に定めることができる。

（代理決裁者及び代理決裁の順位）

第9条 決裁者が不在の場合は、次表第1欄に掲げる決裁区分に応じ、同表第2欄に掲げる第1順位者が代理決裁し、第1順位者も不在のときは、同表第3欄に掲げる第2順位者が代理決裁することができる。

決裁区分	第1順位者	第2順位者
企業長	事務局長	経営部長
事務局長	経営部長	主務課長
経営部長	主務課長	総務課長
課長	課長があらかじめ指名する職員	

(代理決裁に関する規定の準用)

第10条 前条の規定は、決裁にいたるまでの手続過程における意思決定について準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

経営部長の専決事項
(1) 法令に基づく聴聞、弁明の機会の付与及び意見の聴取 (2) 審議会等の運営 (3) 訴訟代理人の指定 (4) 各種行事の後援名義の使用及び共催の承認 (5) 非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の任免 (6) 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの

別表第 2（第 8 条関係）

課長の専決事項
(1) 法令に基づく各種届出及び報告の受理 (2) 法令に基づく検査、調査、指示、勧告及び報告の聴取 (3) 法令に基づく各種の検査、監督又は監視を行う職員の指名及び身分証票の交付 (4) 講習会、講演会、打合せ会等の開催 (5) 事実の証明及び謄本、抄本等の交付 (6) 告示、公告その他の公示 (7) 所掌事務に関する調査の実施、資料の収集等 (8) 申請、報告、催告、通知、照会、回答、届出等 (9) 職員の事務分担の決定 (10) 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの

別表第 3（第 8 条関係）

グループリーダーの専決事項
(1) 軽易な届出及び報告の受理 (2) 軽易又は定例的な講習会、講演会、打合せ会等の開催 (3) 軽易又は定例的な事実の証明及び謄本、抄本等の交付 (4) 所掌事務に関する軽易又は定例的な調査の実施、資料の収集等 (5) 軽易な申請、報告、催告、通知、照会、回答、届出等 (6) 各種台帳等の調整及び縦覧並びに閲覧の許可等 (7) 所掌事務に関する付随的事項で軽易なものの処理